

西尾市総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象は、一般競争入札に付する工事の中から西尾市入札参加者資格等審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

(学識経験者)

第3条 令第167条の10の2に規定する学識経験者は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）とする。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が西尾市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定める。

- 2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定める。
- 3 落札者決定基準は、委員会において審査した上で、審査会において決定する。
- 4 前項の審査において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く（以下「意見聴取」という。）必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
- 5 前項において、意見聴取の必要があるとされた場合、評価項目に対する提出資料の審査は、委員会において行い、その審査結果を審査会に提出し、審査会において決定する。

(入札参加資格等の公告)

第5条 総合評価方式による一般競争入札を実施しようとするときは、令第167条の6の規定により公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価方式により一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

(評価項目等)

第6条 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項及び企業の社会性、信頼性等とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

- 2 技術評価点は、入札参加者の前項の評価項目から算出した配点の合計とする。

(評価の方法)

第7条 評価の方法は、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝評価点÷入札価格

評価点＝標準点（１００点）＋技術評価点（上限３８点）

（最低制限価格）

第８条 削除

（低入札調査基準価格）

第９条 総合評価落札方式による入札を行った結果、第７条の規定により算出された数値の最も高い者が、西尾市低入札価格調査実施要領第４条に規定する調査基準価格を下回った場合は、同要領の規定により調査を行うものとする。

（落札者の決定）

第１０条 入札参加資格を全て満たし、かつ予定価格制限の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

２ 評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（落札者の公表等）

第１１条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

２ 落札者及び評価値等の評価結果については、西尾市入札及び契約内容等の公表に関する要領により、これを公表する。

（その他）

第１２条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２０年１１月５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和 ３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和 ５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和 ７年１０月１日から施行する。